

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次	
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定		健康推進課			
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退		〃			
【告示】					
○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧		経営支援課			
○ 大規模小売店舗の廃止の届出		〃			
○ 家畜伝染病の発生		畜産課			
○ 公共測量の実施		監理課			
〃		〃			
○ 港湾隣接地域の指定についての公聴会の開催		港湾課			
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		建築指導課			
〃		〃			
〃		〃			
○ 落札者等の決定		警察本部会計課			
〃		〃			
【正誤】					
○ 岡山県税条例の一部を改正する条例の正誤		総務学事課			
(県例規集登載)					
				担当課（室）	

◎岡山県告示第百九十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和六年八月二十三日

指定した医療機関

名称

トマト薬局 倉敷店

所在地

倉敷市浜町二丁目八五一―二

岡山県知事 伊原 隆 太

指定年月日

令和六年七月一日

◎岡山県告示第三百九十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和六年八月二十三日

指定を辞退した医療機関

名称

すずらん薬局

所在地

津山市田町八六―四

岡山県知事 伊原 隆 太

辞退年月日

令和六年八月二十日

〔四三四〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和六年八月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 院庄貸店舗物件

所在地 津山市院庄九〇九―一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 生活協同組合おかやまコープ

住所 岡山市北区奉還町一丁目七番七号

代表者の氏名 代表理事 田中 照周

3 変更事項

大規模小売店舗の名称

（変更前） マルイウエストランド店

（変更後） 院庄貸店舗物件

4 変更年月日

令和六年八月一日

二 届出年月日

令和六年八月十二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和六年八月二十三日から同年十二月二十三日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔四三五〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。
令和六年八月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 生活協同組合おかやまコープ
住所 岡山市北区奉還町一丁目七番七号
代表者の氏名 代表理事 田中 照周
- 二 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 院庄貸店舗物件
所在地 津山市院庄九〇九―一ほか
- 三 廃止年月日
令和六年八月一日
- 四 届出年月日
令和六年八月十二日

〔四三六〕家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和六年八月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

家畜伝染病の種類	ヨーネ病
家畜の種類	乳用牛
生年 月 日	令和元年 十月 十三日
患畜・疑似患畜の区分	患畜
発生頭数	一頭
発生場所	勝田郡勝央町
発生日	令和六年 八月十四日

〔四三七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年八月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	加賀郡吉備中央町 吉川地内
測量の種類	公共測量（三級基準点測量）
測量期間	令和六年八月十三日から同年十月三十一日まで

〔四三八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年八月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	測量期間
美作市北山地内	公共測量（基準点測量、路線測量） 及び現地測量	令和六年八月十九日から同年十一月二十九日まで

〔四三九〕港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の二第二項の規定により、次のとおり港灣隣接地域の指定について公聴会を開催する。

令和六年八月二十三日

笠岡港灣管理者 岡山県
代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

1 日時 令和6年9月4日（水） 午後2時から
2 場所 笠岡市六番町2-5

岡山県備中県民局井笠地域事務所 第3会議室

3 予定地域の範囲

笠岡港笠岡地区（方位 真北）

次の1線から66線までの各線と水際線とによって囲まれた陸域

1 線 岡山県笠岡市笠岡2369—1の国土地理院三等三角点「古城山」（北緯34° 30′ 03″ 9522, 東経133° 30′ 22″ 7640）から119° 46′ 8″ の方向に距離209.721mの地点より136° 29′ 53″ の方向に水際線まで引いた線

2 線	1 線の起点から	223° 19′ 17″	77.748mの地点まで引いた線
3 線	2 線の終点から	186° 22′ 15″	2.478m
4 線	3 線の終点から	257° 28′ 30″	45.969m
5 線	4 線の終点から	162° 35′ 29″	38.525m
6 線	5 線の終点から	72° 14′ 5″	1.272m
7 線	6 線の終点から	162° 14′ 8″	19.026m
8 線	7 線の終点から	257° 20′ 8″	65.927m
9 線	8 線の終点から	295° 16′ 48″	21.736m
10 線	9 線の終点から	348° 28′ 15″	44.034m
11 線	10 線の終点から	257° 12′ 30″	93.990m
12 線	11 線の終点から	266° 42′ 29″	14.680m
13 線	12 線の終点から	278° 11′ 42″	16.879m
14 線	13 線の終点から	290° 48′ 17″	12.895m
15 線	14 線の終点から	296° 11′ 42″	13.434m
16 線	15 線の終点から	231° 36′ 38″	28.365m
17 線	16 線の終点から	322° 0′ 27″	94.296m
18 線	17 線の終点から	340° 41′ 48″	124.791m
19 線	18 線の終点から	101° 40′ 42″	21.327m
20 線	19 線の終点から	32° 51′ 14″	8.116m
21 線	20 線の終点から	123° 51′ 53″	0.546m
22 線	21 線の終点から	32° 10′ 32″	157.271m
23 線	22 線の終点から	325° 25′ 34″	38.675m
24 線	23 線の終点から	319° 33′ 18″	54.680m
25 線	24 線の終点から	322° 7′ 58″	110.118m
26 線	25 線の終点から	226° 8′ 3″	14.897m
27 線	26 線の終点から	286° 11′ 31″	16.306m
28 線	27 線の終点から	331° 5′ 10″	24.660m
29 線	28 線の終点から	49° 10′ 45″	22.094m
30 線	29 線の終点から	322° 8′ 30″	19.548m
31 線	30 線の終点から	327° 18′ 15″	3.501m
32 線	31 線の終点から	350° 36′ 59″	5.140m

33線	32線の終点から	7° 43′ 35″	4.455m	〃
34線	33線の終点から	25° 0′ 40″	4.683m	〃
35線	34線の終点から	45° 44′ 1″	6.626m	〃
36線	35線の終点から	45° 33′ 6″	55.588m	〃
37線	36線の終点から	314° 49′ 26″	5.518m	〃
38線	37線の終点から	44° 23′ 36″	32.785m	〃
39線	38線の終点から	318° 37′ 12″	11.939m	〃
40線	39線の終点から	297° 35′ 29″	9.688m	〃
41線	40線の終点から	222° 17′ 56″	10.218m	〃
42線	41線の終点から	298° 50′ 20″	7.327m	〃
43線	42線の終点から	207° 44′ 22″	2.378m	〃
44線	43線の終点から	297° 0′ 36″	66.917m	〃
45線	44線の終点から	226° 5′ 54″	23.240m	〃
46線	45線の終点から	272° 58′ 59″	38.067m	〃
47線	46線の終点から	218° 55′ 31″	19.183m	〃
48線	47線の終点から	284° 11′ 6″	3.085m	〃
49線	48線の終点から	220° 3′ 32″	46.195m	〃
50線	49線の終点から	203° 51′ 56″	10.074m	〃
51線	50線の終点から	194° 14′ 40″	9.880m	〃
52線	51線の終点から	185° 45′ 11″	34.017m	〃
53線	52線の終点から	181° 10′ 32″	27.003m	〃
54線	53線の終点から	178° 31′ 58″	50.889m	〃
55線	54線の終点から	178° 38′ 55″	50.035m	〃
56線	55線の終点から	218° 0′ 40″	4.469m	〃
57線	56線の終点から	177° 52′ 52″	55.228m	〃
58線	57線の終点から	175° 22′ 27″	21.885m	〃
59線	58線の終点から	169° 11′ 48″	18.902m	〃
60線	59線の終点から	164° 5′ 7″	16.218m	〃
61線	60線の終点から	158° 58′ 58″	21.386m	〃
62線	61線の終点から	154° 7′ 6″	13.198m	〃
63線	62線の終点から	52° 33′ 49″	2.407m	〃
64線	63線の終点から	147° 12′ 27″	7.578m	〃
65線	64線の終点から	57° 14′ 51″	0.593m	〃
66線	65線の終点から	57° 12′ 17″	〃の方向に水際線まで引いた線	

〔四四〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年八月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字拾ノ割六二二番九、六二二番一〇、六二三番三、六二三番四、六二三番五、六二三番六、六二三番七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市南区箕島九五八番地七

植木 基行

植木 千佳

三 許可年月日及び許可番号

令和六年四月二十六日岡山県指令建指第四三号

〔四四一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年八月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字尾越四七九三番一三、四七九四番四、四七九四番八、四七九五番五、四七九六番一三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市神田二丁目四番四〇―一〇二号ファボーレ神田

田内 秀俊

三 許可年月日及び許可番号

令和六年六月三日岡山県指令建指第九八号

〔四四二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年八月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市黒尾字砂引六〇番六、六〇番七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区東花尻二六一番地八グランフェリスB棟一〇二号室

塚常 晴稀

塚常 美咲

三 許可年月日及び許可番号

令和六年六月十日岡山県指令建指第一二三号

令和6年8月23日 岡山県公報 第12628号

〔四四三〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和六年八月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 借入件名及び数量

岡山県警察ネットワーク端末 八百十七組

二 借入期間

令和七年三月一日から令和十二年二月二十八日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部警務部情報管理課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和六年八月一日

五 落札者の名称及び所在地

株式会社J E C C

東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

六 落札金額

一月当たり三、〇九三、二〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二八一、二〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和六年六月十一日

令和6年8月23日 岡山県公報 第12628号

〔四四四〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和六年八月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 購入等件名及び予定数量
岡山県警察本部伊福町庁舎ほか三十施設で使用する電気の調達
予定使用電力量 八、九八五、〇〇〇キロワット時（一年間）
- 二 納入期間
令和六年十月一日から令和七年九月三十日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県警察本部警務部会計課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 落札者を決定した日
令和六年八月一日
- 五 落札者の名称及び所在地
日本エネルギー総合システム株式会社
香川県高松市林町一九六四番地一
- 六 落札金額
二三八、一二九、一八七円（消費税額及び地方消費税の額を含まない。）
- 七 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 八 入札公告日
令和六年六月十一日

〔七〕令和六年七月五日付け（号外）公布岡山県税条例の一部を改正する条例（岡山県条例第八十四号）に誤りがあった。

三・終わるか ら一三	頁・行
附則第十四条の二	誤
附則第十四条の二の二	正